

## 第 2 号議案 組合規約と各種規程の改正について

2007 年 6 月 12 日、大阪大学と大阪外国語大学を統合する改正国立大学法人法が、衆院本会議で可決成立しました。これにより国立大学法人大阪外国語大学は 10 月 1 日をもって解散するため、組合規約の改正が必要となります。

主な改正点は、規約上にある名称の変更です。今回の見直しの過程で気がついた誤字、用語の不統一、より分かりやすい表現への修正と変更もおこないました。同様に「教職員組合選挙規程」「教職員組合旅費規程」「教職員組合慶弔金支出規程」の 3 つの規程も名称変更等をおこないます。改正部分は、現行部分を一重線で消し、改正文案をその後に続けています。尚、「教職員組合旅費規程」「教職員組合慶弔金支出規程」は名称変更のみですので、文案の配布を省略いたします。

二つ目の主要な改正点は、第 15 条執行委員の選出を教育系職員から 8 名を 6 名に、事務系職員 6 名を 4 名に減らす提案をおこなっています。それに伴い第 17 条役員の選出の変更を提案します。

この第 2 号議案「組合規約と各種規程の改正」を総会で決定し、施行日を 2007 年 10 月 1 日とします。但し、第 15 条と第 17 条の適用は次期執行委員の選出からとします。

組合は、名称変更など不可避な手続きはおこないますが、現組合をそのまま移行し「事業所」単位の組合として、また、大学当局と対等に渡り合える組合として存続します。10 月まであとわずかとなりましたが、統合前も統合後も問題が山積しています。特に、移行期に派生するであろう様々な問題を主体的に取り上げ、横の連携をとることが出来るのは組合です。また、「外大」の組合が締結した労働協約は「外大」の組合員である限り、たとえ他の部局に分属されていても組合員の権利として有効です。

上記のことが、規約第 3 条を「組合は国立大学法人大阪大学箕面地区に勤務する教職員をもって組織する。箕面地区以外に勤務する大阪大学職員であっても、組合の承認したものは加入できる」とした改正の趣旨です。

# 大阪大学箕面地区教職員組合規約

1953年	12月	18日	制定
1958年	10月	24日	改正
1966年	9月	4日	改正
1966年	10月	1日	改正
1967年	9月	9日	改正
1968年	9月	7日	改正
1983年	7月	9日	改正
2004年	4月	1日	改正
2007年	7月	21日	改正

## 第一章 総則

### 第1条（名称）

本組合は大阪大学箕面地区教職員組合（以下「組合」という。）と称する。

### 第2条（所在地）

組合の事務所は箕面市粟生間谷東 8-1-1 国立大学法人大阪大学箕面地区内に置く。

### 第3条（組合員）

組合は国立大学法人大阪大学箕面地区に勤務する教職員をもって組織する。箕面地区以外に勤務する大阪大学教職員であっても、組合の承認したものは加入できる。但し、次の各号に該当するものは組合員となることができない。

1. 法人役員，経営協議会委員
2. 経理上の機密に従事するもの及び労働関係の企画立案もしくは人事管理を担当するもので、直接監督的地位にあるもの。その他職務上の義務と責任が組合員としての誠実と責任とに直接に抵触する監督的地位にあるもの。

### 第4条（目的）

組合は、組合員の基本的権利を守り、労働条件の維持改善、共同福祉の増進、社会的経済的地位の向上を図るとともに、大学の民主的発展に寄与することを目的とする。

## 第二章 権利及び義務

### 第5条（平等の原則）

組合員はすべて平等の権利を有し義務を負い、いかなる場合でも人種、国籍、宗教、信条、性別、門地、又は社会的身分によって差別されない。

### 第6条（権利）

組合員は、組合のすべての問題に参加する権利及び均等の取扱いを受ける権利を有する。

## 第三章 事業

### 第7条（事業）

組合は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 労働協約の締結及び労働条件の維持改善に関すること
2. 学術研究及び教育体制の民主化に関すること
3. 組合員の資質の向上に関すること
4. 組合員の相互扶助ならびに福利厚生に関すること
5. 他団体との連絡提携に関すること
6. その他組合の目的達成に関すること

## 第四章 機関

### 第8条（機関の種類）

組合に総会及び執行委員会を置く。

#### 第 9 条（総会の性格，構成）

総会は組合の最高決議機関であって，全組合員によって構成される。

#### 第 10 条（総会に付議する事項）

総会は次の事項を審議決定する。

1. 労働協約の締結，改訂
2. 組合同約の制定及び改廃
3. 関連団体への加入又は脱退
4. 組合予算の決定及び同決算の承認
5. 組合の解散
6. その他組合に関する重要事項の決定

#### 第 11 条（総会の招集）

定期総会は毎年 1 回執行委員長 が招集する。但し，次の場合執行委員長は臨時総会を招集しなければならない。

1. 執行委員の 2 分の 1 以上が必要と認めたとき
2. 組合員の 3 分の 1 以上が附議事項を示して要求したとき

#### 第 12 条（総会の成立と決議）

総会は全組合員の 2 分の 1 以上の出席により成立し，その決議は出席組合員の過半数により決定する。可否同数の場合は議長が決定する。

2. 総会に出席しないものも委任状を提出したときは出席したものとみなす。委任は他の組合員又は総会議長のいずれかに対して行なうものとする。
3. 総会の議長，議事運営委員，記録係は出席組合員の互選により決定する。

#### 第 13 条（執行委員会の構成）

執行委員会は組合の執行機関で，全執行委員によって構成される。

#### 第 14 条（執行委員会の任務）

執行委員会は総会の決議を執行し、またはその他緊急の事項を処理し、これに関して総会に対して責任を負う。

#### 第 15 条（執行委員の選出）

執行委員は組合員の中から「大阪大学箕面地区教職員組合選挙規程」にもとづき、次の割合により 10 名の執行委員を選出する。

教育系職員 6 名

事務系職員 4 名

#### 第 16 条（専門委員会の設置）

執行委員長は、執行委員会の下に専門委員会を設置し、専門委員を任命することができる。

#### 第 17 条（役員を選出）

組合に執行委員長 1 名、副執行委員長 1 名、書記長 1 名、会計委員 1 名を置き、それぞれ執行委員会における互選により決定する。

#### 第 18 条（役員の仕事）

執行委員長は組合を代表し、組合の業務を統括する。

副執行委員長は執行委員長を補佐し、執行委員長事故あるときは、その職務を代行する。

書記長は書記局長として執行委員長を補佐し、組合の一般事務を処理する。

会計委員は財務を管掌する。

その他の執行委員はそれぞれ別に定める組合の業務を分担し、その処理に当たる。

#### 第 19 条（執行委員会の成立）

執行委員会は必要の都度執行委員長が召集する。但し、執行委員が附議事項を示して執行委員会の召集を要求することができる。

1. 執行委員会は善執行委員の 3 分の 2 以上の出席により成立し、その決議決定は出席執行委員の過半数による。可否同数の場合は執行委員長が決定する。
2. 執行委員でない組合員も執行委員会に出席し、意見を述べることができる。但し、決議に加わることはできない。

#### 第 20 条（執行委員の任期）

執行委員の任期は 1 年とする。執行委員は任期満了後 2 年間、その都度申し出るにより執行委員の選挙に際し予め選出されることを辞退することができる。

欠員補充により就任した執行委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第 21 条（書記局）

執行委員会は日常業務処理のため書記局を置き、役員で構成する。

### 第五章 同盟罷業

#### 第 22 条（同盟罷業）

同盟罷業を実施する場合は、組合員の直接無記名投票により全組合員の過半数による同意を得なければならない。

### 第六章 会計

#### 第 23 条（収入）

組合の経費は、組合費、寄付金その他をもってあてる。

#### 第 24 条（組合費）

組合の組合費は基本給の 10,000 分の 75 とする。但し、組合費の上限を定めることができる。また、専任教職員以外の組合費は、これに準じて定める。

## 第 25 条（会計年度）

組合の会計年度は 6 月 1 日に始まり翌年 5 月 31 日に終わる。

## 第 26 条（会計監査）

会計監査は、組合員の中から「大阪大学箕面地区教職員組合選挙規程」にもとづき会計監査委員 2 名を選出し、これを行なう。但し、執行委員は会計監査委員をかねることができない。

1. 会計監査委員の任期は 1 年とし、随時会計を監査するものとする。
2. 組合員はいつでも会計帳簿を閲覧し説明を求めることができる。

## 第 27 条（会計報告及び会計監査報告）

会計報告及び会計監査報告は、公認会計士等による監査証明に基づき、定期総会において会計委員及び会計監査委員が行う。

## 第七章 加入・脱退及び除名

### 第 28 条（加入・脱退）

組合に加入しようとするもの及び組合員たる資格を失う以外の理由で組合を脱退しようとするものは、執行委員長に届け出なければならない。

### 第 29 条（除名）

組合員が組合の規約又は総会の決議に違反し、あるいは組合員たる体面を汚損する行為をなしたときは、総会の決議により除名されることがある。

## 第八章 規約の改正・廃止

### 第 30 条（規約の改正・廃止）

本規約を改正又は廃止しようとするときは、直接無記名投票により全組合員の過半数の賛成を得なければならない。

#### 附則

本規約は 2007 年 10 月 1 日より施行する。

2. 次期総会までを任期とした執行委員に関わる事項は、第 15 条、第 17 条の規程にかかわらず、次年度より適用する。



# 大阪大学箕面地区教職員組合選挙規程

1955年	10月	1日	制定
1966年	10月	1日	改正
1967年	9月	9日	改正
1974年	11月	16日	改正
1983年	7月	9日	改正
2004年	4月	1日	改正
2007年	7月	21日	改正

## 第一章 総則

### 第1条

大阪大学箕面地区教職員組合規約第15条ならびに第26条に規定する選挙は、この規程によって行なう。

## 第二章 選挙管理委員会

### 第2条

選挙管理委員会（以下「管理委員会」と称する。）は、2名の選挙管理委員（以下「管理委員」と称する。）によって構成する。

### 第3条

管理委員は、教育系職員組合員によって教育系職員組合員から1名、事務系職員組合員によって事務系職員組合員から1名を、名簿式単記無記名投票によって選出する。

### 第4条

管理委員に欠員の生じたときは、直ちにその補充を行なう。

### 第5条

管理委員選挙に関する事務ならびにその結果の報告は、執行委員長が行なうものとする。

#### 第 6 条

管理委員の任期は、選出された日から 1 年とする。但し、欠員補充により管理委員になった者の任期は前任者の残任期間とする。

#### 第 7 条

管理委員は選挙に関する事務を行ない、その結果をすみやかに組合員に報告しなければならない。

### 第三章 選挙

#### 第 8 条

執行委員選挙は名簿式連記無記名投票により、教育系職員執行委員は、教育系職員組合員によって、事務系職員執行委員は、事務系職員組合員によって選出するものとする。

2. 会計監査委員選挙は名簿式単記無記名投票により、教育系職員会計監査委員は、教育系職員組合員によって、事務系職員会計監査委員は、事務系職員組合員によって選出するものとする。

#### 第 9 条

投票期間は 1 週間とする。

#### 第 10 条

規約第 20 条に定める辞退をしようとする者は、辞退届の公示後 5 日以内に管理委員に対し書面で申し出なければならない。

#### 第 11 条

第 8 条に定める名簿には、全組合員の氏名を教育系職員組合員と事務系職員組合員の 2 系列別にアイウエオ順に連記し、選挙期間中海外に在留している組合員を除いた各組合員に、それぞれの帰する系列別の名簿を交付する。但し、名簿には第 10 条による手続をした者、長期出張者、休職者、年度内退職者は除くものとする。

#### 第 12 条

執行委員、会計監査委員、管理委員は兼任することができない。二種類以上の委員に同一組合員が選出されたときは、本人の意志にもとづいて決定する。

#### 第 13 条

各組合員は受領した名簿に所定の符号を附し、所定の期日までに管理委員会の定める方法に従って投票するものとする。

#### 第 14 条

管理委員会は投票終了後 24 時間以内に開票しなければならない。

#### 第 15 条

当選は得票数によって決定する。同点者がある場合は、同点者と管理委員会の協議によって決定する。

#### 第 16 条

この規程に基づく選挙に関する疑義は管理委員会が決定する。

#### 附則

この規程は 2007 年 10 月 1 日から効力を有する。